

流山市農業委員会
令和3年第10回
総会議事録

令和3年10月8日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和3年第10回総会議事録

1 期 日 令和3年10月8日(金)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 9番 石井 保
10番 岡田 長政

5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席委員(委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
主事 小田 嵩

9 会議目次

(1) 議案第48号	農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	1
(2) 議案第49号	農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)	3
(3) 議案第50号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	6
(4) 議案第51号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	8
(5) 議案第52号	農用地利用集積計画の決定について	11
(6) 議案第53号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について ..	14
(7) 報告第28号	令和3年度流山市利用状況調査結果について	16
(8) 報告第29号	転用許可に伴う工事完了の報告について	17
(9) 報告第30号	専決処理の報告について	18

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和3年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

9番 石井委員、10番 岡田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの6議案について、ご審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第28号「令和3年度流山市利用状況調査結果について」から報告第30号「専決処理の報告について」を御報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第48号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年10月8日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市中野久木の方で年齢は72歳です。

申請がありました土地は、中野久木の畑4筆 合計面積2,626平方メートルです。
転用目的につきましては、貸駐車場を整備するものです。

申請理由については、埼玉県久喜市に本社を置き、貸切送迎バス事業等を行うバス会社において、物流施設への従業員送迎等、流山市近郊での業務が増加しており、現在野田市に構えている営業拠点だけではバスの収容台数が不足することから、申請者に協力依頼があり、今回、貸駐車場を整備するために申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、1ページと2ページがございますので、併せてご参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」について御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案について、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の西約1キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全面をアスファルト舗装とし、大型バス13台分、乗用車6台分の駐車場を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界にブロック2段の土留めとフェンスを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内に集水桝を設置し、既設の集水桝に接続する計画で、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地周辺につきましては、西側が畑、北東が店舗用地と隣接しており、その他は道路となっています。

次に、資金計画ですが、整備費が約2,850万円で、全額自己資金で賄うとのこと

で金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

以上、ヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第5番(金子孝博委員) 安全対策の面からお聞きます。

近隣に新川小学校がありますが、ここは通学路にはなっていませんか。

◎石井委員長 申請地の西側の畑のまん中に新川小学校の通学路が設けてあります。

ここは、通学路にはなっていません。

◎事務局(小田主事) 補足しますと、当該申請地の西側の特別養護老人ホーム建設時に既存の赤道を新川小学校の通学路として整備して、現在利用されており、申請地周辺は通学路として利用されていません。

ヒアリング時点では、当該駐車場整備工事の期間等は通学路ではないが、通行人への配慮は十分行うよう指導したところです。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第48号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第49号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年10月8日提出

今月の申請は農地造成に伴う一時転用が1件です。

申請者は、松戸市小金原に事務所を置く学校法人で、昭和46年に設立されており、事業内容としては、主に幼稚園の運営を行っています。

農地転用の申請がありました土地は、野々下二丁目にあります田2筆 合計面積2,795平方メートルです。

転用目的は、残土を利用した農地造成を行い、申請者が運営する幼稚園の課外活動に利用するものです。

なお、造成工事の施工は土木工事等を主たる事業として行う業者に委託することによって、施工業者は農地造成の実績はないものの公共事業の造成工事等の実績があるとのこととです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページから5ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)」について御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議をいたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1.5キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

埋立て面積は2,795.23平方メートル、土量約2,900立方メートルを搬入することとです。

次に、申請地周辺につきましては、北側は畑、東側は河川、南側は道路、西側は住宅が建っております。

次に、土砂の搬出元は東京都足立区の開発行為現場からです。

なお、造成については、単純埋め立て方式で、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

次に、搬入ルートとしては、流山インターチェンジから松戸野田線を南下し、南部中学校の前を通り、中交差点を左折、八木中学校の前を通過して、搬入する計画です。

埋立て期間につきましては、許可後から5か月を予定しております。

次に、資金計画につきましては、造成費が約1,995万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市土砂等の埋立て条例に該当し、条例の事前協議において、道路や学校関係者との協議、周辺住民への周知など、全て協議が整っており、必要な届出書等の写しが添付されております。

最後に、申請者に対しては、その責務として、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため、埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握し、計画どおり実施していないとき又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求め、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

以上、ヒアリングや現地調査をもとに、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆染谷文夫推進委員 申請者は、松戸市小金原で幼稚園を運営しているとのことですが、幼稚園名称は何というのですか。

◎事務局(染谷次長) 小金原の「〇〇〇〇幼稚園」という名称です。

ちなみに、申請者(学校法人)〇〇〇〇学園は、松戸市小金原と埼玉県三郷市(みさと団地)に幼稚園があります。

◆染谷文夫推進委員 遠方からここに来ると思われませんが、バスで移動されるのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) まず、〇〇〇〇学園がここを農地として取得した選定理由として、松戸市と三郷市の間にこの申請地があるという理由だと聞いています。

また、2つの幼稚園児合計600名の課外活動として利用する計画であると聞いています。

園児の移動には、バスを利用して(スクリーンの土地利用計画図で説明)、敷地内西側の舗装した細長い部分に車両を停めるものと思われます。

◆第3番(金子文雄委員) ここは幼稚園建物を建てるための造成ではないですね。

◎事務局(染谷次長) はい、幼稚園用地として購入したものではありません。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第49号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第49号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第50号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年10月8日提出

今月の申請は3件です。

1番の権利者は、群馬県前橋市にお住まいの方で、年齢は46歳です。

申請がありました土地は、駒木台の畑1筆 転用面積は1,009平方メートルです。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は太陽光発電設備を設置しようとするものです。

申請理由については、権利者の家族が経営する法人が再生可能エネルギー発電事業を行っており、千葉県においても事業展開を進めるための用地として探していたところ、十分な広さの用地を確保できる見込みとなったことから、申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の6ページと7ページにごございますので、併せて御参照ください。

次に、2番と3番は権利者が同一のため、一括して御説明いたします。

権利者は、流山市名都借に所在する宗教法人で、昭和29年に設立されています。

申請がありました土地は、名都借の畑6筆 転用面積はあわせて4,570平方メートルです。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は墓園用地を整備しようとするものです。

申請理由は、権利者は現在、名都借で寺院を運営しており、近隣住民等から墓地分譲の要望が多くあるものの、境内に空き墓地が無く要望に応えられない状況であることから、今回、隣接地に新たに墓園用地を確保するために申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の8ページと9ページにごございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」について御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の東約2キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

1枚あたり出力445ワットの太陽光パネルを235枚設置し、外周はメッシュフェンスを設置する計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地周辺につきましては、西側は水路を挟んで道路となっており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、土地価格は20万円、整備費が約1,050万円、全額家族が経営する法人からの借入金で賄うとのこと、法人からの融資誓約書及び印鑑証明書が添付されています。

また、事業の収支計画についてですが、年間の売電額が約190万円となっており、点検費用等を差し引いても設置13年目から収益があがってくる計画とのことでした。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、全量買い取りの場合、国から発電施設の認定を受ける必要があることから、経済産業省関東経済産業局と協議がなされ、2020年3月9日付けで事業計画認定されています。

また、電力会社との接続については、2019年11月12日付けで契約締結がなされています。

次に、2番と3番は権利者が同一のため一括して御報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の北西約1.6キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅や事業所が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

新たに972基分の墓地と55台分の駐車場を整備する計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内に設置する雨水浸透施設により抑制し、既設集水桝に接続して放流する計画で、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地周辺につきましては、東側が既存の墓園、北側が山林、西側は事務所が建っており、南側が道路となっています。

次に、資金計画ですが、土地価格は1億4,800万円、整備費が約2億4,000万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、市の開発条例及び市の墓地条例が該当し、現在手続き中です。

以上、ヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 1番の土地代金が20万円と説明がありましたが、間違いありませんか。

◎石井委員長 土地全体で20万円です。

○水代会長 坪単価に換算するといくらになりますか。

◎事務局（染谷次長） 1平方メートル当たり198円ですので、1坪当たり653円です。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第五十号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第51号

農地法第5条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年10月8日提出

今月の申請は6件です。

いずれも農地造成に伴う一時転用です。

今回申請の6件については、権利者が同じで、場所も近接して関連があるため一括してご説明いたします。

権利者は、松戸市根木内に本店を置く株式会社で、平成22年に設立されており、事業内容としては、主に土木業を行っているということです。

また、農地造成の実績はないものの、宅地造成工事等の実績があるとのこと。

農地転用の申請がありました土地は、前ヶ崎にあります田7筆 合計面積は8,966.12平方メートルです。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は残土を利用した農地造成です。

次に、義務者でございますが、1番から3番の義務者は同一世帯です。

耕作面積は約3ヘクタールで、農業従事者は4人、農地造成後はワケネギ等を作付けする計画です。

4番の義務者の耕作面積は約2ヘクタールで、農業従事者は3人、農地造成後はケイトウ等を作付けする計画です。

5番の義務者の耕作面積は約0.4ヘクタールで、農業従事者は2人、農地造成後はトウモロコシ等を作付けする計画です。

6番の義務者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、農業従事者は2人、農地造成後はブルーベリー等を作付けする計画です。

いずれも申請理由については、水田の収益が下がっているため、効率的な経営のために畑作に転向したいとのこと。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の10ページから12ページにございますので併せてご参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」について御報告いたします。

今月の案件は6件で、いずれも農地造成に伴う一時転用です。

本案については、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行っております。

1番から6番について、権利者が同一で関連事業のため一括して御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約1.8キロメートルに位置し、周囲は水田と小規模な畑、住宅が混在している地域です。

そのため、『他の農地区分に該当しない農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

埋立て面積は実測で9,030.52平方メートル、土量は約12,900立方メートルを搬入することです。

次に、申請地の周辺につきましては、西側が河川、東側が道路となっております。

次に、土砂の搬出元は、流山市前ヶ崎の開発行為の現場及び柏市大井の開発行為の現場からです。

なお、造成については、単純埋立て方式で、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

次に、搬入ルートとしては、前ヶ崎の現場からは名都借の本州団地の前を通過して、免許センターに左折する道から搬入する計画で、柏市大井の現場からは、国道16号線と呼塚の交差点で左折し、国道6号線を通って、前ヶ崎の現場と同様のルートで搬入する計画です。

埋立て期間につきましては、許可後から約1年2ヶ月を予定しております。

次に、隣接農地所有者への説明状況についてですが、農地造成を行い畑として効率的な耕作をする旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画につきましては、造成費が約1,400万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令については、千葉県土砂等の埋立て条例に該当し、現在申請中です。

次に、関係課との協議関係ですが、埋立て条例の事前協議において、道路や学校関係者との協議、周辺住民への周知など、全て協議が整っており、必要な届出書等の写しが添付されております。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため、埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握し、計画どおり実施していないとき又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求め、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

以上、ヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番から3番については、藍川委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

藍川委員の退席を求めます。

(午後3時40分 藍川委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番から3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号の1番から3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第51号の1番から3番については、許可することに決定いたしました。

藍川委員の除斥を解きます。

(午後3時41分 藍川委員入室)

○水代会長 次に、本案の4番から6番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号の4番から6番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第51号の4番から6番については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第52号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和3年10月8日提出

今月の申請は新規が1件、更新が6件です。

はじめに、議案の1番の権利者は流山市駒木にお住まいの方で、新たに農業経営

を開始しようとする方です。

対象となる農地は、長崎二丁目の畑1筆と野々下一丁目の畑5筆 合計面積3,410.97平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、13ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の2番の権利者は流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井にあります田2筆 合計面積1,001平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、14ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の3番の権利者は流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井にあります畑4筆、面積をあわせて1,987平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、15ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の4番から7番は権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は流山市平方村新田にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方にあります田8筆 合計面積5,358平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、16ページと17ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が6件です。

はじめに、新規の案件です。

1番の権利者はこれから新たに農業経営を開始しようとする方で、年齢は43歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は300日を見込んでいます。

次に、申請地につきまして、写真では雑草が繁茂しておりますが、小委員会の際に現地を確認したところ、草刈り・耕起済みの状態となっております。

なお、新たに農地を借りて経営を開始することから、小委員会でヒアリングを実施し、農業技術の習得状況や機械の保有状況、営農計画等を聞き取り、借り受けの要

件を確認しております。

次に、更新の案件です。

2番の権利者の職業は農業で年齢は65歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は180日です。

次に、申請地につきましては、稲刈済みの状態でした。

次に、3番の権利者の職業は農業で年齢は43歳です。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、作付け済みの状態でした。

次に、4番から7番は権利者が同一のため一括してご報告いたします。

権利者の職業は農業で年齢は68歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の2番については、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後3時48分 金子委員退席)

○水代会長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第52号の2番については、承認することに決定いたしました。

金子孝博委員の除斥を解きます。

(午後3時49分 金子委員入室)

○水代会長 次に、本案の4番から7番については、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後3時49分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の4番から7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号の4番から7番について、承認することに賛成の方は挙手をお願い
します。

挙手、全員であります。

よって議案第52号の4番から7番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後3時50分 小菅委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番と3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号の1番と3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願い
します。

挙手、全員であります。

よって議案第52号の1番と3番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につ
いて」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

議案第53号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて

次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

令和3年10月8日提出

今月の申請は2件です。

1番の申請者は、流山市西初石にお住まいの方です。

申請がありました土地は、南の登記地目 畑1筆 面積は684平方メートルで
変更後の地目につきましては、宅地です。

申請者が令和元年に相続により取得した土地で、昭和54年以前から、配置図の

ように、宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております昭和54年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、現況は宅地として、20年以上経過していることから、登記簿上の地目の畑と現況地目を一致させるため願出があったものです。

議案案内図につきましては、18ページと19ページにございますので、ご参照ください。

つづいて、2番の申請者は、流山市桐ケ谷にお住まいの方です。

申請がありました土地は、桐ケ谷の登記地目 畑1筆 面積160平方メートルで、変更後の地目につきましては、宅地です。

申請者が昭和50年に相続により取得した土地で、平成10年以前から、配置図のように、宅地の一部として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、現況は宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目と現況地目を一致させるため、願出があったものです。

議案案内図につきましては、20ページと21ページにございますので、ご参照ください。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.2キロメートルに位置している土地であります。

現地調査を行ったところ、現況は宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

つづいて、2番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.4キロメートルに位置している土地であります。

現地調査を行ったところ、現況は宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって

証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(質疑)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第53号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第53号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第28号「令和3年度流山市利用状況調査結果について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第28号

令和3年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した令和3年度流山市利用状況調査の集計結果について次のとおり報告する。

令和3年10月8日報告

議案書の12ページが調査結果の集計表となります。

スクリーンの調査日程も併せてご覧ください。

本年度も市内を3日間に分けて、委員の皆様へ現地をご確認頂きました。

ありがとうございました。

8月18日(水)第1班は、主に、芝崎・野々下・名都借地区

8月20日(金)第2班は、西深井・南・小屋・北地区

8月23日(月)第3班は、野々下・長崎・駒木台・駒木地区を調査頂きました。

スクリーンでは、調査当日の様子を写しています。

次に「利用状況調査結果」についてご報告いたします。

スクリーンをご覧ください。

結果の内訳分類としまして、今年度から判定区分を細分化し、草刈り等を行うことにより、耕作が可能となる農地を1号遊休農地a(本市ではA1農地)と呼び、草刈りだけでは直ちに耕作はできず、基盤整備等の条件整備が必要な農地を1号遊休農地b(本市ではA2農地)と分けました。

まず、新規発生の上A1判定農地は、9筆 合計面積は4,033平方メートル。

新規A1判定の9筆の内訳については、所在場所・土地所有者及び農地の現況等については画面のとおりです。

最初に、北の7筆 現地と現況はスクリーン画面のとおりです。

次に、野々下二丁目の2筆 同じく現地と現況は画面のとおりです。

今年、新たにA1判定とした農地所有者には、今後の農地利用意向について文書で調査依頼を行います。

また、昨年度までは、この農地利用意向調査については、新規発生のみで行っていましたが、今年度からは、継続A1判定の農地所有者につきましても同様に文書で農地利用意向調査を行うこととします。

次に、草刈りだけでは直ちに耕作はできず、基盤整備等の条件整備が必要な農地と定義したA2農地ですが、今年新規発生のみA2農地はありませんでした。

継続A2農地所有者には、A1農地所有者と同様に今後の農地利用意向調査を行います。

次に、内訳分類の非農地B判定ですが、新規発生は3筆 2,064平方メートル。

現場の長崎二丁目、農地所有者等は画面のとおりです。

スクリーンで、現地と現況をご説明します。

これら3筆の土地所有者には、B判定の結果通知を行います。

最後に、主に田を畑に農地造成を行った土地の「造成後の作付け状況・管理状況」について行っている調査の結果です。

名都借地区の2筆 面積3,916平方メートルについては、作付け指導を通知します。

農地所有者は、スクリーン画面のとおりです。

次に、農地造成後の管理状況についての調査結果です。

芝崎地区と名都借地区で、合計2筆 合計面積2,609平方メートルについて、草刈り指導を通知します。

農地所有者は、スクリーン画面のとおりです。

ご説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第29号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをお開きください。

報告第29号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和3年10月8日 報告

本件は、平成30年12月の総会で審議がなされ、平成31年2月7日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の22ページと23ページにございます。

本件につきましては、9月6日に山崎委員、染谷一嘉委員、金子文雄委員、矢口委員に現地をご確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第30号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第30号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月8日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、1件 6筆 合計面積2,065平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、6件 8筆 合計面積2,725.50平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、12件 54筆 合計面積29,660平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたし

ました。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が5件、その他の建物施設用地が1件の計6件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が10件、マンションの区分所有が2件の計12件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特になさいますので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時8分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年10月8日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

石井保

流山市農業委員会 委員

岡田長政